

草津市工場立地法地域準則条例に規定する事項（案）

（趣旨）

（定義）

（区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地に対する割合）

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

（他の地方公共団体の長との協議）

（経過措置）

（趣旨）

この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

解説

- ・工場立地法（以下「法」という。）第4条の2第1項では、「市は、（中略）その区域における緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、（中略）公表された準則に代えて適用すべき準則（中略）を定めることができる。」と規定されています。
- ・このことを踏まえて、公表された工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則について、本条例で定めることを規定しています。

（定義）

この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

解説

- ・本条例で用いる用語の定義について規定しています。

(区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

法第4条の2第2項に規定する範囲内において市が定める基準を適用する区域ならびに緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域および同号の用途地域の指定の無い地域(以下「準工業地域等」という。)	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域(以下「工業地域等」という。)	100分の5以上	100分の10以上

解説

- 法では、特定工場(敷地面積が9,000㎡以上または敷地内の建物の建築面積の合計が3,000㎡以上の製造業等の工場または事業場をいう。)に対して、緑地面積率を20%以上、環境施設面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)を25%以上と規定していますが、当該規定に代わり、本条例では、準工業地域等では緑地面積率10%(−10%)、環境施設面積率15%(−10%)に、工業地域等では緑地面積率5%(−15%)、環境施設面積率10%(−15%)をそれぞれ下限値とすることを規定しています。

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第1号トに掲げる施設と重複する土地および規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

解説

- ・緑地と緑地以外の施設が重複する場所（屋上緑化、緑化駐車場、パイプや太陽光発電施設の下芝生等）については、重複緑地として取り扱うこととなります。
- ・重複緑地は、法では緑地面積の25%まで緑地として参入することが可能とされていますが、この25%を50%まで引き上げることを規定しています。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

特定工場の敷地が本条例中の表に規定する区域および同表に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同表に規定する地域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

解説

- ・特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に占める割合が最も高い方の基準を適用することを規定しています。なお、同表で定める区域以外の区域に占める割合が最も高い場合には、法規定の面積率を用いることを規定しています。

（他の地方公共団体の長との協議）

特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、この条例の規定の適用について、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

解説

- ・工場立地法運用例規集では、特定工場が複数の行政区域にわたる場合の届出は、敷地面積に占める割合が最大となる行政区域に係る地方公共団体の長へ届け出るものと規定されていますが、工場立地法準則条例を定めている自治体では、それぞれ適用する基準等が異なる場合があるため、あらかじめ行政間の協議によって定めることを規定しています。

(経過措置)

昭和49年6月28日までに設置されている特定工場または設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号および第3号ならびに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.1」と、工業地域等にあつては、「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.15」と、工業地域等にあつては、「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.1」と、工業地域等にあつては、「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.15」と、工業地域等にあつては、「0.1」と読み替えるものとする。

解説

- 工場立地法が施行された昭和49年6月28日に設置または設置のための工事が行われていた特定工場（以下「既存工場等」という。）に対し、法の基準をそのまま適用した場合、緑地面積および環境施設面積（以下「緑地面積等」という。）の確保が困難であることから、既存工場等に対する経過措置として、今後新たに工場等の生産施設を整備する際に、その面積に応じて確保すべき緑地面積等を算出し、段階的に緑地と環境施設を確保していくこと、また、法で定める算定式で用いる緑地面積率および環境施設面積率を本条例中の表に定める割合に読み替えることを規定しています。